

秩父演習林データ利用規則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林（以下、秩父演習林という）が所蔵するデータの公正で秩序ある利用を実現することを目的とする。

(データ、データ利用及びデータ利用者の範囲)

第2条 この規則に定めるデータとは、秩父演習林の業務（外部資金によるものを含む）として取得され、秩父演習林が所蔵する、各種の測定・測量・観測・計測・記録データ（数値・野帳・図面・画像・映像等）のうち、未公表のものをいう。

2 データ利用とは、前項に定めるデータを用いて研究又は教育、社会連携の活動を行うことをいう。

3 データを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 研究教育機関の教職員及び学生等で研究のためにデータを利用する者。

(2) (1) 以外の者で、秩父演習林の教職員と共同で研究を行う者。

(3) 教育又は社会連携を目的とした利用で、その利用目的に照らして秩父演習林長が適当と認めた者。

4 データ利用者とは、第3条に定める申請に際して記載された利用代表者と共同利用者とする。

(データ利用の手続)

第3条 データ利用を希望する者は、秩父演習林が定める様式（秩父 I）により申請し、データ利用の許可を受ける。

(データ利用の許可、許可の有効期間)

第4条 秩父演習林長は、データ利用の申請に対して遅滞なく利用の可否を判断し、許可の場合には当該データの複写・複製物を利用代表者に提供する。

2 データ利用許可の有効期間は、許可日の属する年度の末日までの1年間を超えない期間とし、延長を希望する場合は、有効期間の満了前に改めてデータ利用の手続を行うものとする。

(データ利用者の義務)

第5条 データ利用者は、提供されたデータ及び提供されたデータから作成した未公表の成果物を厳重に管理しなければならない。データ利用者以外の第三者に提供したり外部へ流出させたりしてはならない。第三者がアクセス可能な場所に置いてはならない。

2 データ利用者は、提供されたデータの再複写（紙データ）・再複製（電子データ）を

行ってはならない（電子データには紙媒体データの複写電子ファイルを含む）。

- 3 データ利用許可の有効期間が満了した場合には、提供されたデータを速やかに破棄（紙媒体）又は記録媒体から消去（電子媒体）しなければならない。但し、提供されたデータから作成した成果物に関してはこの限りでない。
- 4 提供されたデータから作成した成果物のうち未公表のものについては、本規則の趣旨に鑑み、データ利用許可の有効期間満了後も、データ利用者の責任において厳正に管理するものとする。

（成果の公表）

- 第6条 成果とは、提供されたデータを用いてデータ利用者によって作成された著作物を指す。公表とは、卒業論文・修士論文・博士論文を含む印刷物の作成、学会誌や書籍等の出版物への掲載、学会等の集会における発表・展示、インターネット上における公開等のことをいう。
- 2 データ利用者は、成果を公表する場合には、秩父演習林所蔵のデータを利用したことを明記する。データ提供時に秩父演習林より指定があった場合には、指定された文章を記載する。
 - 3 公表された成果の取扱については、著作権法の定めに従うものとする。

（データ利用の特例）

- 第7条 データ利用者は、提供されたデータを再複写・再複製、又はそのまま公表する必要がある場合には、事前に秩父演習林に相談し、秩父演習林長の許可を受ける。

（データ利用許可の取消）

- 第8条 秩父演習林長は、データ利用者がこの規則に違反したときは、データ利用許可の取り消し又はデータ利用の中止を命じることができる。
- 2 前項の取り消し又は中止を命じられたデータ利用者は、秩父演習林から提供されたデータを速やかに破棄（紙媒体）又は記録媒体から消去（電子媒体）しなければならない。
 - 3 秩父演習林長は、本規則に違反したデータ利用者に対して、秩父演習林の利用を当分の間、制限することができるものとする。

（適用除外）

- 第9条 データ利用許可の有効期間内に、提供されたデータが秩父演習林によって公表された場合には、本規則の適用を除外する。
- 2 適用の除外に伴う手続は、以下の通りとする。
 - （1）秩父演習林長は、利用代表者を通じてデータ利用者に対し、文書をもって本規則の適用外となったことを通知する。

- (2) 通知を受けたデータ利用者は、以後は、公表データを著作権法に則り利用する。
- (3) 通知を受けたデータ利用者は、秩父演習林から提供されたデータを第5条第3項に準じて速やかに破棄又は消去する。秩父演習林は、提供されたデータと公表されたデータの齟齬について、いかなる責任も負わない。

(平成24年3月31日 秩父演習林制定)

(平成24年8月31日 改定) 適用除外を追加

(令和2年2月19日 改定)

(令和3年3月8日 改定)